

聖籠町告示第17号

聖籠町自主防災組織活動助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月15日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町自主防災組織活動助成金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町自主防災組織活動助成金の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(助成対象経費)」に改め、同条中「事業」を「経費」に、「次に掲げる事業」を「防災資機材の購入に要する経費」とする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。」に改め、同条各号を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

この告示の施行の際、現に第6条の申請をした者については、なお従前の例による。